

福井県移住セミナー企画・運営業務 委託仕様書

1 業務の目的

首都圏の移住検討者、潜在的な移住希望者（移住潜在層）を対象とした移住に関するセミナーを開催するとともに、本県が実施する移住セミナー等への集客を図るための効果的な情報発信を行い、移住の関心を高め、移住希望者の掘り起こしや移住者の増加につなげる。

広告クリエイティブ（バナー・チラシ・縦型ショート動画など）の制作にあたっては、心を動かすメッセージ性やストーリー性を重視し、プロモーションにあたっては性別や年代など、ターゲット層に応じて実施手法を変更するとともに、カスタマージャーニーやナッジの手法を活用することにより、効率的かつ効果的に実施することを目指す。

※カスタマージャーニー・・・顧客が製品・サービスを知り、検討・購入し、利用してファンになるまでのプロセス（行動・感情・思考）を「旅」になぞらえた概念です。この一連の体験を可視化した「カスタマージャーニーマップ」を活用し、各接点で顧客が抱くニーズに沿った最適なマーケティングを行う手法です。

※ナッジ・・・行動経済学における概念で、人々の行動を強制することなく、望ましい方向に促す手法です。ナッジの活用により、本人の自由な選択のもとで、行動を促すことができます。ナッジの導入にはデータの利活用が欠かせません。効果検証を繰り返していくのでWEBプロモーションと相性が良い手法だと言えます。

2 業務内容

(1)移住セミナー企画・運営

地方への移住を検討する首都圏の移住検討者、潜在的な移住希望者（移住潜在層）を主たるターゲットとして、本県の移住先としての魅力や生活様式、先輩移住者の体験談、移住支援制度等を伝える「福井県移住セミナー」（以下「セミナー」という。）を現地・オンラインで年8回以上開催すること。うち、オンラインでのセミナー3回程度を「自主企画枠」と位置づけ、企画立案から行うものとする。なお、セミナーの企画・運営については、次の点を遵守すること。

① テーマおよびタイトル設定

テーマおよびタイトルは、福井県未来創造部定住促進課（以下「県」という。）へ提案、協議の上で決定するものとする。また、移住手段やその具体的な方法を紹介する目的として実施するものや、特定のニーズ・ジャンルに焦点を絞ったセミナーを実施するものとする。

なお、最終的な目的は、各回セミナーを通して、参加者が本県への移住に興味を持つことであり、単に本県の自然や食文化等のPRにとどまるようなセミナーは不可とする。

② 開催日時

開催日時は、原則として以下の予定にて行う。詳細は、協議の上で決定するものとする。

【参考：令和8（2026）年度開催予定】

| | | |
|-----|-------|---------------|
| 第1回 | 6月上旬 | 現地+オンライン |
| 第2回 | 6月中旬 | 現地+オンライン |
| 第3回 | 7月下旬 | オンライン <自主企画枠> |
| 第4回 | 9月上旬 | 現地 |
| 第5回 | 9月下旬 | オンライン <自主企画枠> |
| 第6回 | 11月下旬 | オンライン <自主企画枠> |
| 第7回 | 1月下旬 | オンライン |
| 第8回 | 2月中旬 | 現地 |

③ 開催方法

- ・現地開催、リアルタイムでのオンライン、または併用型のセミナーを実施する。
- ・福井県を主催者、公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構を共催者とする。
- ・Zoom等のオンラインツールを活用したセミナーとする。また、配信に必要なアカウント等については、県の保有するアカウントを使用するものとする（別途指示がある場合を除く）。
- ・使用するオンラインツールについては、参加者がログインIDを新たに取得するなどの手間をかけず、スマートフォン、タブレット、パソコン等のデバイスから容易に利用できるツールを選定すること。

④ 集客目標

- ・現地開催のセミナーについては各回40名、その他の回は各回20名を集客目標とする。

⑤ 市町村や関係者との連携

- ・セミナー内容の企画にあたっては、例えば市町担当課職員の登壇機会や市町のPRタイムを設けるなど市町と連携する企画を推奨する。また、県と調整の上、市町に対し、参加の依頼や事務連絡等を行い、開催に向けた調整を進めること。特に自主企画のセミナーにおいては、市町や関係者との調整を密に行うこと。

⑥ ゲスト等の登壇

- ・各セミナーには、先輩移住者（ふくい移住サポーター）や有識者等、ゲストスピーカーを1組以上登壇させることとし、ゲストスピーカーについては、県と協議の上選定する。また、ゲスト等に対する謝金等は、委託料の中から支出すること。

- ・本業務の目的を達成するため、広告運用計画で想定するターゲット層への配信手法、分析手法について提案し、県と協議して実施すること。

⑦ 情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ）の制作

ア 広告クリエイティブ（バナー・チラシ・縦型ショート動画など）を各回作成し、セミナー開催の概ね1ヶ月前までに納品すること。全体を通じて本県のくらしの魅力を発信するため、統一感のあるデザインやキャッチコピー等すること。

なお、セミナー特設サイト等を用意せず、本県の移住ポータルサイト「ふくい移住ナビ」（<https://www.fukui-ijunavi.jp/>）上に掲載するものとするため、本委託事業には含めないものとする。なお、縦型ショート動画については、同ポータルサイト上やインスタグラム（fukui_e_ijyu）などに県で掲載するものとする。

【作成する広報クリエイティブ】

- ・チラシ（A4 縦サイズ・pdf ファイル・jpeg または png ファイル・紙 200 部）
- ・SNS バナー正方形（縦：横＝1：1・jpeg または png ファイル）
- ・バナー横①（縦：横＝1：2・jpeg または png ファイル）
- ・バナー横②（縦：横＝2：3・jpeg または png ファイル）
- ・バナーその他（ディスプレイ広告など広告配信に必要とされるサイズ・jpeg または png ファイル）
- ・縦型ショート動画（縦：横＝9：16・mp4 ファイル・基本 60 秒以内とし、長くとも 120 秒以内）

イ 本業務により制作した広告クリエイティブは、制作完了後、データにて納品すること。なお、本業務により作成し、発注者に提出した納品物の所有権及び著作権は発注者に帰属するものとし、県において自由に利用・修正・公開することができるものとする。

⑧ 事前申込フォームの作成

- ・セミナーの参加者数や属性の把握や広告効果の確認が可能な事前申込フォームを作成すること。なお、Microsoft Forms にて作成すること。

⑨ オンライン移住セミナーの運営

- ・オンラインセミナーについて、円滑に運営できるよう、次の業務を行うこと。

ア リハーサル、接続テストの実施

各セミナーにつき1回以上、県、出展市町村及びゲストスピーカー等が参加するリハーサル（接続テスト）を実施すること。

イ セミナー当日のオンラインツールの操作等

セミナーで使用するオンラインツール等の操作を行うこと。

ウ セミナーのファシリテーション

各セミナーにつき1名以上のファシリテーターを設置し、セミナーの進行を行うこと。

エ アンケートの実施及び取りまとめ

Microsoft Forms のオンラインアンケートツールを使用し、参加者からのアンケートを収集し、セミナー実施日から概ね 2 週間後までに提出すること。

- ⑩ セミナーアーカイブ動画の制作及びアップロード
 - ・開催した各セミナーの様子を録画するとともに、必要に応じて再編集を行い、アーカイブ動画を制作し、県が指定するサイトへアップロードすること。
- ⑪ セミナーアーカイブ動画のインフィード動画広告等の実施
 - ⑩のアップロード後、インフィード動画広告等を実施するなど、セミナー動画の視聴数増を図ること。

【参考：令和 7（2025）年度開催実績】

- 第 1 回 9 月 2 日（火）18:00～20:20
「県職員ジョブセミナー」
- 第 2 回 9 月 27 日（土）13:30～15:00
「20 代でもできる！福井ゆる移住ライフ」
- 第 3 回 10 月 18 日（土）13:30～15:00
「空とつながる、地域とつながる ～ドローンと地方移住の可能性～」
- 第 4 回 12 月 14 日（日）13:00～14:30
「マルチワークで始める、若狭町の暮らし」
- 第 5 回 1 月 16 日（金）19:00～20:30
「日本一のウェルビーイング県の挑戦」
- 第 6 回 2 月 8 日（日）11:15～12:45
「子育て世帯向け福井県移住セミナー」
- 第 7 回 2 月 17 日（火）18:00～20:20
「県職員ジョブセミナー」

(2) 広告クリエイティブの制作・WEB 配信業務

① ターゲット等の設定、見直しの提案

(ターゲットの考え方)

本業務におけるターゲットの考え方は次の表に示すとおりとする。

ア 移住に関心はあるが、候補地として福井県を検討していない人

| | |
|-------|----------------------------|
| 地 域 | 県外(特に首都圏・関西圏) |
| 年 代 | 特に 20 代～40 代 |
| 価 値 観 | ・移住に興味はあるが、移住地を決めていない移住漠然層 |
| 訴求内容 | ・移住候補地としての福井県の認知 |

イ 候補地として北陸(福井県)を検討している人

| | |
|-------|---|
| 地 域 | 県外(特に首都圏・関西圏) |
| 年 代 | 特に 20 代～40 代 |
| 価 値 観 | ・北陸(福井県)での移住に興味があるが、車生活や雪の生活など暮らし方に不安がある方 |
| 訴求内容 | ・福井県の子育て環境や都市圏からのアクセスの良さ など |

(ターゲットに起こしてもらいたい行動変容)

| | |
|------|---|
| 行動変容 | ・福井への移住に関心を持ち、移住セミナーや相談会へ参加する。 ・福井への移住に関する情報収集のため、福井県の移住ポータルサイト等へアクセスする。 |
|------|---|

(ターゲット見直しの提案)

- ・ターゲットに対して広告を配信した結果、想定とは異なるエリア、年齢等をターゲットとすることが本業務の目的を達成するために、より効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに県に対して助言及び提案を行い、ターゲットの見直しについて、協議するものとする。

② 目標値(KPI)の設定

- ・3(2)①ア・イのターゲットについては、参加者数を最大にするという課題に対して、施策の最適化を行う目的にふさわしい KPI を設定すること。なお、その数値を計測するためのタグマネージャーの設定、計測ツールの設定なども、行うこと。
- ・その他本業務の目的を達成するうえで必要な目標項目と目標値がある場合は、具体的に設定し、その内容を広告運用計画に記載すること。
- ・設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

③ 受託者による広告運用計画の作成

- ・次に掲げる事項を盛り込んだ「広告運用計画」を作成し、契約締結後速やかに提出し、説明のうえ、承認を得ること。

【広告運用計画に盛り込むべき事項】

ア 本業務を通じたカスタマージャーニー

本業務におけるターゲットを元に本業務を通じたカスタマージャーニーを設定する。

イ 事業期間を通じた広告の運用方針

カスタマージャーニーに基づき、以下を設定する。

- A) 広告手法(デジタル広告、アナログ広告等)
- B) 掲出プラットフォーム(Google、Instagram、新聞等)
- C) 各広告(ディスプレイ広告、検索連動型広告、動画広告等)
- D) 各広告(上記 C)の経緯配分のバランス方針
- E) 各広告(上記 C)の具体的な運用方法
- F) 運用スケジュール(後述④参照)

ウ ナッジを活用した情報発信コンテンツ(広告クリエイティブ)の作成方針

エ 広告効果の検証及び運用の見直し方法

オ 目標設定(前述②参照)

カ その他必要な事項

④ 広告の運用管理

- ・本県への移住促進に向けたインターネット広告等を実施し、3(2)①ア・イで設定するターゲットのセミナー参加に誘導を図るもの。なお、セミナーだけでなく、福井県移住ポータルサイト「ふくい移住ナビ」(<https://www.fukui-ijunavi.jp/>)や県の移住相談窓口「福井暮らしはたらくサポートセンター」(東京、大阪、京都、名古屋、福井)等に効果が波及す

るように工夫すること。

ア インターネット広告等の実施

- ・インターネットや SNS 等の媒体の活用により、3(2)①ア・イで設定するターゲットに対し、効果的に周知する方法を提案し、実施すること。
- ・広告は、ディスプレイ広告、検索連動型広告、動画広告等の各手法を用いて、3(2)①ア・イで設定するターゲット層への情報発信を行うこと。手法やその組み合わせ方法等は提案すること。
- ・透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告費用のうち、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- ・広告は、セミナー開催の概ね1ヶ月前までに開始すること。

イ 縦型ショート動画の活用

- ・セミナーの情報について、縦型ショート動画による広告誘導を行うものとする。動画制作にあたり、カメラ撮影やアニメーションに限らず、チラシ等に使用した静止画素材を組み合わせたスライド風の動画でも可能とする。手の込んだ動画編集を必要としないが、県による情報発信であると受け止められることを踏まえ、トンマナに注意すること。

ウ その他

- ・インターネットや SNS 等以外による広告手段の提案も可能とするが、その場合にも、効果測定が可能なものを提案すること。

⑤ 効果測定、改善

- ・本業務により配信する広告のインプレッション数、クリック数、クリック率、コンバージョン数、コンバージョン率、クリック後の行動等を閲覧者の属性(地域、性別、年代や興味関心等)ごとに適宜分析しながら、検索広告、ディスプレイ広告におけるキーワード等設定の見直しについて、県に協議すること。

ア 初動の報告

- ・計測開始から1週間程度を目安に、メール等により初動の結果報告を行うこと。

イ 分析結果の報告

- ・広告配信完了後に、広告及びウェブサイトについて、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ「分析結果報告書」を提出すること。
- ・広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等について、広告の配信開始後、年度内2回、「前期(後期)報告書」としてとりまとめを行い、県に報告すること。
- ・本業務終了時の成果物として、「業務結果報告書」を作成すること。なお、実績報告書は次の内容を含むものであること。
 - i 実績報告書鑑
 - ii 自主企画枠のセミナー概要、開催実績、参加者数
 - iii 制作した各広告媒体の配信実績や比較
 - iv 本業務の分析結果と改善案
- ・報告の際、必要に応じて運用の見直し等についての提案を行うこと。なお、提案は理解しやすいものとし、理解が難しいものは再提出を指示する。
- ・その他、3(2)②で定めた KPI について、並びにウェブサイトについての改善案など、広告の管理画面上から得られるデータを記載するだけでなく、事業の成果最大化に向

けた幅広い視野で作成すること。なお、報告書は修正を依頼した際は、対応すること。

ウ その他

・他県では実施されていない新しいコミュニケーション手法やメディア、分析手法に関する情報とその活用について、提案すること。なお、提案された手法等の実施については、県との協議の上で決定するものとする。

⑥他事業との連携

・県が別途実施する事業と連携し、効果的な広報を実施するため、別事業の受託者と連絡調整のうえ、広報を実施することとし、県の申し出により、随時、関係者間で打合せを実施できることとする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 留意事項

- (1) 受託者は、本仕様書に基づき、県と協議のうえ、その承認を得て進めていくこと。
- (2) 業務の遂行状況について、県が求めた場合、受託者は報告をすること。
- (3) 業務をするうえで必要な許可、資料等は、受託者において手配するものとし、当該手続きに発生する費用は、契約金額に含むものとする。
- (4) 事業の実施に伴い、取得した個人情報本事業以外で利用しないこと。
- (5) 特定の商品販売・販売の斡旋等事業以外の業務への勧誘を行うなど、事業の趣旨を逸脱する行動を行わないこと。
- (6) セミナー参加者等との間で発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- (7) 本業務の企画運営及び広報宣伝を実施するに当たっては、「金品等の提供による不適切な集客行為」を断じて禁止する。なお、これらの行為が認められる場合、県は当該契約を解除又は無効とし、受注者に対して違約金又は損害賠償を請求するものとする。
- (8) 成果物については、原則として県が複製し、もしくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。ただし、作成の都合上やむをえず、著作権を県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に県へ申入れを行い、了解を得ること。県に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、県と受託者との協議すること。
- (9) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその仕様に関する一切の責任を負うこと。

5 協議

この仕様書に関する疑義、定めのない事項または細部の業務内容については、その都度、県と協議すること。

<別紙> 福井県移住セミナー開催までのフロー

○3か月前

- ・内容企画(テーマ、登壇者、当日のスケジュール)
- ・日程調整(会場予約、登壇者)
- ・広報計画

○2か月前

- ・広告クリエイティブのデータ制作
- ・クリエイティブ修正(登壇者や公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構などのチェック)
校正はおよそ3回程度
- ・参加申し込みおよび参加者アンケートのフォーム作成
- ・Zoom開催予約の設定

○1ヶ月前

- ・広告クリエイティブの完成、データ納品
- ・チラシ(200部のうち160部)を公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構へ納品
- ・SNS等への投稿、広告配信

○1週間前～1日前

- ・参加申込者数の共有(県、登壇者、公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構など)
- ・参加申込者への案内メール(ZoomURLを共有)

○当日

- ・会場レイアウト準備
- ・Zoom接続テスト
- ・参加者受付(ノベルティの配付)
- ・司会進行
- ・会場原状復帰など

○翌日～1週間後

- ・定住促進課 Youtube へのアーカイブ動画の編集・アップロード
- ・参加申込者へのアンケートメール
- ・登壇者への謝礼・旅費等の支払